

## 名古屋市交通局に対する業務監査の実施結果

項目	主な取組み状況等	所見	回答
<p>1. 地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項</p> <p>(1) 地震などの大規模災害時における対応体制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 名古屋市では、地震や津波などの大規模災害等に備え、災害対策基本法等に基づき災害の発生を未然に防止又は被害を最小限にとどめる措置について定めた市全体の地域防災計画を策定しており、大規模災害が発生した際には市長を本部長とする名古屋市災害対策本部が設置され、災害に関する情報収集、災害予防及び災害応急対策実施上の方針決定を行うことになっている。また、名古屋市交通局（以下「名古屋市交」という。）においては交通局長を本部長とする交通局災害対策本部を設置し、各部署の部長を副本部長として、利用者に対する避難誘導、情報提供や車両、施設等の応急対策を行うことになっている。</li>   <li>▪ 名古屋市交では地震、浸水等の災</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 近年、東南海・南海地震等を想定した防災意識が高まっている中、鉄道事業者に求められている役割は重要である。既に教育・訓練等で対策がとられているものについては、今後とも実効性を持つよう、本社・現場に浸透させ、利用者の安全確保の観点から、常日頃から万全な態勢を整えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 名古屋市交通局といたしましても、東南海・南海地震等における鉄道事業者としての役割は、大変重要であると認識しております、毎年実施している教育・訓練をより充実させたいと考えているところです。</li> <li>▪ 今後も引き続き交通局本庁と現場とが連携を取りながら、市民・利用者の安全確保に万全を期すよう努めてまいります。</li> </ul>

害ごとに各種規定を策定している。地震については、東海地震のように大規模地震の注意情報及び警戒宣言発令時における防災体制、職員の配備、旅客への情報提供、施設の被害軽減策、列車の運転等に関する事項を定めた「地震防災応急計画」と南海トラフ地震に伴い発生する津波から円滑に避難することを目的として防災体制や避難対策等を定めた「南海トラフ地震防災対策計画」を策定している。浸水対策については、豪雨、高潮、津波等の発生時及び発生の恐れがある場合、地下鉄駅構内への浸水を防止するために、被害が想定される駅に設置している防潮扉の閉鎖及び閉鎖解除の取り扱いを定めた「防潮扉取扱基準」を策定している。それらの規程に基づき、駅務員の役割や旅客の避難誘導方法の手順等を示した初動マニュアルを駅ごとに作成している。

- 駅における旅客の避難誘導については、現場の駅務員がいざという時に瞬時に対応できるよう、旅客を安全な場所へ迅速に避難誘導する手順

	<p>が駅事務室内に掲示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 全ての駅に設置されている駅周辺図に避難場所への案内が記載されており、また、別途、避難場所までの案内図が改札の出入口付近など比較的旅客の目に付きやすい場所に掲げられている。</li> <li>▪ さらに避難場所の案内のパンフレットが駅ごとに多言語対応で作成され、券売機や駅事務室周辺等において配布されていることは評価できる。</li> </ul>	
(2) 帰宅困難者対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 名古屋市交は、大規模地震を想定した訓練に参加しており、関係鉄道事業者、地方自治体、警察、ビル管理者等と合同で、情報伝達、旅客の避難誘導等を行う大規模な訓練を毎年実施している。また、消防と合同で大規模火災を想定した消火・避難誘導訓練を行うとともに、各駅において地上部からの浸水を想定した止水板立上げ訓練等を実施している。</li> <li>▪ さらに、駅務員や関係者における</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 平成24年9月に、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、大規模災害時における帰宅困難者発生により生じる社会的混乱を防止するため、</li> <li>▪ 「大規模な集客施設や駅等に</li> </ul>

	<p>訓練だけでなく、地域住民が参加して、大規模地震発生を想定した駅間停車した列車内からの避難誘導訓練や駅構内での火災を想定した消火・避難誘導訓練等を行っており、訓練終了後には参加者に対してアンケートを実施して課題を洗い出すとともに、地方自治体や市民と共有し、次の訓練に反映させる取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 訓練の他に各種研修も執り行われており、駅務員や乗務員等を対象に災害発生時における情報伝達を含む初動対応や状況に応じた適切な避難誘導を行うために机上教育が実施されている。</li> <li>▪ 名古屋市交における帰宅困難者対策については、都市再生特別措置法に基づき官民連携により多様な主体で構成される「都市再生緊急整備協議会」に参画しており、平成26年2月には、大量の帰宅困難者が発生し、大きな混乱を招くことが懸念される名古屋駅周辺地区を対象に「第1次名古屋駅周辺地区 都市再生安</li> </ul>	<p>おける利用者保護ガイドライン」(大規模な集客施設や駅等の事業者が利用者保護を適切に行うために参考となる手順等を示したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 「駅前滞留者対策ガイドライン」(駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策協議会を設置しようとする地方自治体において、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組を円滑に実施する際に参考となる手順等の具体的な内容を示したもの)</li> </ul> <p>などが策定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ この最終報告を踏まえ、鉄道局からは、鉄道事業者自ら取り組むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に行うよう要請しているところである。</li> <li>▪ また、大規模災害時においては、大量の帰宅困難者の発生が想定されるところ、鉄道</li> </ul>	<p>の主要ターミナル駅である名古屋、金山、栄駅を始め、その他の駅についてもコース等を一時的な待避場所として活用することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ しかしながら、大量の帰宅困難者に対応するには、一事業者では限界があり、他の鉄道事業者や公私を問わず収容できる施設と連携し、一体となってその対策を考える必要があります。</li> <li>▪ 以上を踏まえ、名古屋駅周辺地区 都市再生安全確保計画に基づき、官民が連携し、帰宅困難者対策を含む総合防災訓練を今後も継続的に実施していく必要があると認識していると</li> </ul>
--	---	---	--

<p>「全確保計画」が策定された。その計画において、大規模な地震が発生した際は地下鉄名古屋駅のコンコースが一時待避場所としての役割を担うほか、その計画に基づく避難訓練に参加している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、その他の駅についてもコンコース等を一時待避場所として帰宅困難者を受け入れることとしているが、名古屋駅も含め、飲料水等の備蓄物資の配備は行われていない。名古屋市交では、平成28年度までに職員用の備蓄物資を配備することとしている。</li> </ul>	<p>事業者単独での帰宅困難者対策には限界があることから、地方自治体、民間事業者等、多様な関係者が連携し、官民の適切な役割分担の下、帰宅困難者対策を進めることが重要であり、鉄道事業者においてもその役割の下、自ら取り組むことが可能なものについては積極的に実施していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅困難者への備蓄物資の提供のあり方については現在協議会で検討しているところであり、対策のより一層の進展が期待される。</li> </ul>	<p>ころです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なお、名古屋市交通局では、平成28年3月に、名古屋、栄、金山の各駅に帰宅困難者用防災用品として簡易トイレ、防寒用アルミシートを配備しました。 (3駅合計で簡易トイレ11,000回分、防寒用アルミシート11,000枚)</li> </ul>
--	--	---